



RIETI Discussion Paper Series 09-J-027

## 環境と貿易をめぐる法的分析

山下一仁  
経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

## 環境と貿易をめぐる法的分析\*

独立行政法人 経済産業研究所

山下一仁

### 要旨

1994年までのガット時代では、自由貿易促進の観点から、環境のためにガットの例外を認めることについては厳しく判断していた。

しかし、このような厳格な解釈はWTOが成立してからは緩和されるようになっている。これは環境等の非貿易的関心事項についても配慮しなければ、WTOに対する環境NGO等の理解を得られなくなってきたことが背景にある。条文上はWTO設立協定の前文に環境への配慮が規定されたことがこのような解釈の変更に大きく貢献している。また、環境等に配慮したSPS協定やTBT協定の規定がガット第20条の解釈にも影響しているように思われる。

本DPではガット・WTOの条文解釈がどのように変遷したかを説明するとともに、ガット第20条(b)の必要性の要件（輸出国の利益を考慮した「より貿易制限的でない代替手段」と輸入国にとって「合理的に利用可能」という要件は逆の方向に作用すること、SPS協定第5条6項の規定の必要性の解釈への影響、韓国・牛肉流通規制事件上級委員会が示したバランス・テスト等）、ガット第20条(g)の有限天然資源に「関する」措置の解釈（外国での産品非関連のPPMを認めていること）、ガット第20条柱書の解釈（これはガット第3条のように同種の「産品」間の差別ではなく「同様の条件の下にある諸国の間に」おける差別等を規定していること、SPS協定はこれを明確にしたものであること等）、TBT協定など他のWTO関連協定等について分析を行う。

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、(独)経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

\*本稿は、(独)経済産業研究所におけるプロジェクト「環境と貿易」の一環として執筆されたものである。

## 1. 自由貿易と環境

ウルグアイ・ラウンド(1986～1994年)は過去に例を見ないほどの包括的、野心的な交渉であった。ガットは物の貿易のみを扱うものであったが、ウルグアイ・ラウンドの結果出現した WTO は新たにサービス貿易、知的財産権の保護も取り込むとともに、アンチ・ダンピング、貿易関連投資等についてのルール化、紛争処理手続きの強化が図られることとなった。しかも、物の貿易について従来必ずしもガット・ルールの適用が十分でなかった農業・繊維についても、規律が強化されることとなった。

WTO 成立による法的な整備として重要なものは、紛争解決機能の強化である。

ある国が他国の貿易政策を改めさせようとするためには 2 つの手段がある。1 つは交渉により関税率を下げさせたり、非関税障壁を廃止させたり、又は、新しい貿易ルールを策定したりするものであり、ルール・メイキング、立法措置的なものである。もう 1 つは、ガット規則に違反している又はガット上の利益を失っているとして、紛争解決手段に訴えることである。しかし、ガット時代には、紛争解決まで長い期間を要する上、勝訴したとしても、すべての締約国が合意しない限り採択されないというガットのコンセンサス方式の下では、敗訴した国がブロックしてしまえば目的は達成できなかった。その代表的なものが、アメリカが EC の農産物輸出補助金を訴えた事件だった。また、ガットの紛争解決手続を経ることなく一方的に制裁措置を講じるアメリカの 1974 年通商法 301 条のような行為を規制する必要があった。WTO は、アメリカの 301 条のような一方的措置を禁止するとともに、一方的措置を好み WTO の紛争解決手続を信頼しないアメリカ議会に対しても十分な審理の結果出された WTO 紛争解決手続の結論であることが示せるよう、従来のパネルによる一審制を改めパネル報告の法律部分の是非を審査する上級委員会をあらたに設けて二審制とした。さらに、パネルや上級委員会の報告に対しては、採択しないことにコンセンサスが成立しない限り、つまり、一国でも賛成する限り採択されるというネガティブ・コンセンサス方式を採用するとともに、これに従わない国に対しては、別の分野からでも対抗措置を認めるというクロス・リタリエーションを採用した。こうして、WTO の紛争解決機能は著しく強化された。

また、東京ラウンドの結果合意された諸協定については、各国はどの協定に参加するかは任意であったが、ウルグアイ・ラウンドの結果合意された、アンチ・ダンピング、農業、SPS、TBT、TRIPS、サービス、紛争解決等の諸協定は一括受諾(“single undertaking”)によって WTO 加盟国全てを拘束するものとなった。しかも、ガットが ITO という国際機関成立のための暫定的な組織にすぎなかったのに対し、WTO は正式の国際機関として発足した。ガット成立後半世紀を経て、自由貿易の推進、保護貿易主義に対する抑止のための国際組織として、WTO 体制は一応の到達点となった。

このように、包括的で強力な国際機関となった WTO の新たな課題こそ、環境、食品の安全、文化、人権、労働基準などの非経済的価値をどのようにして、貿易の自由化という価値

と両立していくかというものである。既にこれらの非経済的価値は WTO 協定の中に「非貿易的関心事項(“non-trade concerns”）」と規定されている。とりわけ、今日重要性を増している環境問題の解決を、保護貿易に対抗するために仕組まれてきたガット・WTO 体制とどのように調和的に行うかが問われている。貿易が拡大すれば経済規模も拡大するので、汚染や環境破壊が進展するとか、貿易によって産業が環境規制の緩やかな国に移転してしまうという批判がガット・WTO に向けられている。WTO は、貿易制限という対抗措置の発動をある加盟国に認めることにより WTO 協定違反措置の是正を他の加盟国に強制するという紛争解決手続を持つ。主権国家に強制力を加え世界の秩序を維持する権力を持った世界政府が実現しない中で、このような紛争解決手続を持つ WTO は他の国際機関に比べ強い権力を持ったものとして理解されている。環境 NGO の中には WTO は強力な紛争解決手続という「牙(“teeth”）」を持っているので、貿易の利益が環境の利益に優越しかねないと主張するものもある。

また、MEA の規定を遵守する MEA 加盟国からは、これに加盟しない、または MEA の規定を遵守しないために貿易での競争上有利な立場に立つ国に対して、イコール・フッティングまたは共通の土俵”level playing field”を実現するためには何らかの貿易措置が対抗上認められるべきであるという主張が大きくなる可能性がある。京都議定書等に EU や日本が参加してアメリカが参加していないことが、将来 WTO を揺るがすような大きな貿易紛争となるおそれがある。他方、エコ・インペリアリズムを警戒する途上国にも配慮する必要がある。

WTO 上問題となる貿易措置には、(ア) 燃料効率の悪い車に多く課税するなどある国の厳しい環境規制が貿易の自由化を妨げる非関税障壁とされる場合や、上の京都議定書の例のように厳しい環境規制を守っている国内の生産者と環境規制の緩やかな外国生産者との間で共通の土俵を作るために相殺関税的な措置を講ずる場合のように、国内の厳しい環境規制によって問題が生じるケースと、(イ) 特定の環境目的を達成するためにそれに従わない国の産品に対して輸入禁止などの貿易制裁的な措置を講ずる場合のように他の国の環境上の行動や政策に影響を与えようとする場合が考えられる。環境 NGO はこれらについて WTO が否定的な態度をとることを警戒しているのである。貿易の自由化という伝統的な課題の達成に成功してきた WTO は、新しい課題に直面している。

本稿では、環境と貿易に関するガット・WTO 協定の概要とガット・WTO におけるこれまでの紛争処理に際してのパネル・上級委員会の判断や解釈について分析する。

## 2. ガットから WTO へ

1994 年までのガット時代には、自由貿易促進の観点から、環境のためにガットの例外を認めることについては厳しく判断していた。

しかし、このような厳格な解釈は WTO の成立以降は緩和されるようになってきている。これは環境等の非貿易的関心事項についても配慮しなければ、WTO に対する環境 NGO 等の理解を得られなくなってきたことが背景にある。

条文上は WTO 設立協定の前文に環境への配慮が規定されたことがこのような解釈の変更大きく貢献している。1947年に作られたガットの前文には、環境への言及はない。これに対し、1992年の地球サミットで「持続可能な開発を実現するため、環境政策と貿易政策を相互補完的に運用する」等の宣言がなされたこともあり、1995年に発効した WTO 設立協定の前文には、「経済開発の水準が異なるそれぞれの締約国のニーズおよび関心に沿って環境を保護しおよび保全し並びにそのための手段を拡充することに努めつつ、持続可能な開発の目的に従って世界の資源を最も適当な形で利用することを考慮し(“allowing for the optimal use of the world’s resources in accordance with the objective of sustainable development, seeking both to protect and preserve the environment and to enhance the means for doing so in a manner consistent with their respective needs and concerns at different levels of economic development”）」という規定が挿入されている。ウルグアイ・ラウンド交渉を経て WTO 設立協定に付属された 1994 年のガットは、1947 年のガットとは別の物として新たに合意されたと考えることができる。このように、法的な拘束力はないものの WTO 設立協定が前文で環境に言及したことは、ガット・WTO 協定の解釈に影響を与えることとなった。

### 3. ガットの原則と環境

#### (1) 最恵国待遇の原則(第 1 条)

ある国が他の国に対して与えた特別の待遇はガット加盟国全てに及ぶ。例えば、日本がアメリカに対して米の関税率を 60%とすると約束したのであれば、オーストラリアやタイにも同じ条件での輸入を認めなければならない。すなわち、ある国は他のガット加盟国全てに対して輸入される産品が同種であるかぎり差別することなく同じ条件を適用しなければならない、言い換えると特別の国を優遇してはならないということである。域内のみの自由化を行う関税同盟、自由貿易協定は他の国より域内国を優遇することから、最恵国待遇の例外である。途上国に対し関税を低くする特惠関税制度も同様である。

MEA の中には、モンテリオール議定書やバーゼル条約のように、非加盟国に貿易上の不利益を与えることによって MEA への参加を促す等の観点から、非加盟国との貿易を制限する規定を置いているものがある。これらの規定は、MEA 非加盟国が WTO 加盟国である場合には、ガット第 1 条の最恵国待遇の原則に抵触する。

#### (2) 内外無差別の原則(第 3 条)

国内に入った輸入品については、同種の国産品と同じ条件で取り扱わなければならない、同種の国産品より不利な扱いをしてはならないという原則である。ただし、異なる扱いであっても競争条件において不利な扱いでなければよい。他方、通商に与える影響が少ないからといってガット第 3 条違反ではないとはいえない。ガット第 1 条の最恵国待遇が外と外との無差別であるとすれば、第 3 条は外と内との無差別の原則である。

ガット時代においてはガット第 3 条が国内規制措置を規律する唯一の規定だった。第 3 条 1 項は国内産業に保護をあたえるように国内措置を適用してはならないという原則を述

べ、2項は課税について、4項は販売、輸送、使用等税以外の規制について、それぞれ規律している。例えば、消費税が5%であるとすれば、輸入品に対してのみ6%を課してはならない、また、加工品に対する法規制において原料の60%は国産品を使用するなど国産品利用を促す要求を行ってはならないということである。

この場合、ガット第3条の審査に当たっては、まず「**同種の産品 (like product)**」であるかどうか審査される。同じものは差別してはならないという考えである。

従来、産品の物理的特性が同一のものは原則として「同種の産品」であると理解されてきた。このような理解に立つと、産品それ自体の物理的特性が同一のものである限り、イルカやカメを混獲するような方法でマグロやエビを採ったか、イルカやウミガメの混獲を回避する漁具をつけていたかという生産工程及び生産方法(**process and production method : PPM**)が違う場合でも、「同種の産品」であることには変わりがない。したがって、PPMの違いで産品を差別的に扱うこと、例えば環境規制に従って生産されたモノと従わないモノを物理的特性が同じであるにもかかわらず差別的に扱うことは、ガット第3条に違反する<sup>1</sup>。これがWTOが環境団体に攻撃される理由の一つである。

PPMのように生産に外部性がある場合でなく消費に外部性がある場合においても、例えば、ある国が環境保護の目的でエネルギー効率の高い車に安い税をエネルギー効率の低い車に高い税をそれぞれ課そうとする場合に、産品の物理的特性が同一のものであるとして、この二種類の車が「同種の産品」であるとすれば、同じように扱わなければならないので、税による差別は認められなくなる。他方、「同種の産品」でないのであれば、環境に配慮した差別的な課税は認められることになる。

この「同種の産品」という概念に関し、日本・酒税事件の上級委員会は「アコーディオンをイメージさせるような相対的なものである。『同種の産品』というアコーディオンはWTO協定の異なる規定が異なる場所に適用されるに応じて伸びたり縮んだりする。これらの場所におけるアコーディオンの幅は『同種の産品』という用語が規定されている特定の条文やその条文が適用される特定のケースの脈絡や状況に応じて決定される。」とした<sup>2</sup>。

ガット第3条の「同種の産品」の判断基準については、1970年の国境税調整事件ガット作業部会報告で、(i)産品の物理的特性(“**physical properties**”)、(ii)特定の市場における産品の用途(“**the product’s end-uses in a given market**”)、(iii)代替可能とみなす消費者の嗜好・習慣(“**consumer tastes and habits**”)、(iv)関税分類(“**tariff classification**”)<sup>3</sup>などの基準に照らしてケース・バイ・ケースで判断するという方針が示され<sup>4</sup>、以後のガット・WTOの判断はこの方針を踏襲している。

<sup>1</sup> これに対し、モントリオール議定書にはオゾン破壊物質で製造された製品とそうでない製品を生産方法(PPM)に基づき区別する規定があるが、これは「同種の産品」についての差別的な取り扱いであり、ガット第3条に抵触する可能性がある。

<sup>2</sup> 日本・酒税事件上級委員会報告 section H.1.a.

<sup>3</sup> この基準は1987年の日本・酒税事件のパネル報告によって後に追加されたものである。

<sup>4</sup> 国境税調整事件ガット作業部会報告 para. 18.

WTOになってから、EC・アスベスト規制事件で上級委員会は、規制が保護主義の考え方に立つものであるかどうかという第3条1項の思想を重視し、まず、同種性を判断し、同種である場合には、保護主義的な措置の適用があるかをチェックするという方針を打ち出した。そのうえで、アスベスト製品と非アスベスト製品は同種の製品ではない（差別的扱いをしてもよい）とし、輸入品に不利な扱いをしているかどうか（保護主義的な措置の適用があるかどうか）を判断するまでもなく<sup>5</sup>、第3条4項整合性を認めた。

既に、韓国・牛肉流通規制事件の上級委員会報告において、反保護主義の原則を規定したガット第3条1項（「国内生産に保護を与えるように(“so as to afford protection to domestic production”)…適用してはならない」と規定）を考慮すると、同種の製品について異なる扱いがなされていてもそれが輸入品に不利でなければ(no less favourable)、ガット第3条違反ではないという判断がなされていた。ガット第3条は輸入品に不利になるように市場での競争条件を変化させるような差別的扱いを禁止しているにすぎないという考えである。つまりガット第3条についての審査はまず競争関係(competitive relationship)があるかどうか判断され、その存在が認められる場合には輸入品に不利な扱い(no less favourable treatment)がなされていないかどうか判断されることになる<sup>6</sup>。

このような流れを受けてEC・アスベスト規制事件の上級委員会は、まず、ガット第3条4項の解釈にあたりガット第3条1項の国内生産に保護を与えてはならないという規定を考慮しなければならないとしたうえで、同種の製品であるかどうかについては製品間の「市場における競争関係の性質と程度(“the nature and extent of a competitive relationship between and among products”）」に着目して判断しなければならないとした<sup>7</sup>。二つの製品が競争関係にあるからこそその製品に対する差別的措置が国内生産に保護を与えるように作用するからである。競争関係がなければ国内生産を保護するために政府が介入する必要はない。競争関係にあるとは消費者によって二つの製品が代替品であると認識されているということである。国境税調整事件ガット作業部会報告の(i)製品の物理的特性(“physical properties”)に照らせば、アスベスト製品と非アスベスト製品ではアスベストに発ガン性があるという物理的な違いがあるうえ、同報告(iii)消費者の嗜好・習慣(“consumer tastes and habits”)という基準に照らせば、そのような物理的な特徴や特性の違いに関連した健康リスクは消費者の行動に影響すると判断した<sup>8</sup>。

上級委員会は、このような判断にたつて、同種の製品であるとするパネルの判断を覆し、発ガン性や毒性を考慮するとアスベスト繊維の健康リスクは市場における競争関係に影響を及ぼすのでアスベストと非アスベストは同種の製品ではない、「健康リスク」はガット第

---

<sup>5</sup> EC・アスベスト規制事件上級委員会報告 para.100 において、同種の製品である場合においても、輸入品に不利な扱いをしていなければ第3条4違反ではない場合があると述べている。ただし、このような記述の妥当性について Regan[2006]pp. 214-216。

<sup>6</sup> 韓国・牛肉流通規制事件上級委員会報告 para. 137。

<sup>7</sup> EC・アスベスト規制事件上級委員会報告 paras. 93-99。

<sup>8</sup> 同上 paras. 114-118, 121-123。

20条だけではなくガット第3条の同種の製品の判定(製品の物理的特性、消費者の嗜好・習慣)においても考慮されるべきである、したがって、ガット第20条を援用するまでもなく、同種の製品ではないのでそもそもガット第3条に違反しないと判断した<sup>9</sup>。

ただし、このように同種の製品についての基準は緩和されているが、EC・アスベスト規制事件ではアスベスト繊維と非アスベストには物理的な特徴の違いが存在していたし、これが決定的に重要であった。すなわち、上級委員会は、(4つの基準の中でも)製品の物理的特性の審査に特別かつ優先的な重要性を付与しているようにみえるのである<sup>10</sup>。同事件の上級委員会は、物理的特性の違いが存在するときには、それにもかかわらず、全ての証拠を総合すれば二つの製品が同種の製品であるという程度の競争的な関係があると主張する申立国に重い挙証責任が課されるべきであるとしている<sup>11</sup>。

しかし、内記によれば、「このことは、物理的特性が異なってもその製品間に競争関係が認められる場合には同種の製品と認定される可能性があることを示唆している<sup>12</sup>」という。ガット作業部会報告の(iii)消費者の嗜好・習慣に重点を置くと、PPMに基づく製品の違い(イルカを混獲するような漁法で採られたマグロかどうか)について消費者が異なる評価をするのであれば、同種の製品性を否定することができる<sup>13</sup>。しかし、このような解釈は、これまでWTOの紛争解決手続ではとられていない。

逆にある措置が内外無差別に適用される場合でも、輸入品を不利に扱い国内産業に保護をあたえるような結果をもたらすのであれば、「事実上の(“de facto”)差別」であるとして第3条4項違反とされる。ドミニカ・タバコ輸入販売措置事件では、課税当局の立会いの下でドミニカ国内のみでしかタバコの箱に課税スタンプを張り付けさせないという規制は、内外無差別に適用されても、輸入品に追加的なコストと手間をかけさせ市場での競争条件を輸入品に不利にするので第3条4項に違反するとされた<sup>14</sup>。

### (3) 関税主義、輸出入数量制限の禁止(第2条、第11条)

輸入についての調整は関税のみによるべきであり、輸入割当や禁止等の数量制限は行っ  
てはならない。環境基準の緩やかな国の製品について輸入数量制限を行うと、それはガット第11条に抵触する。(この例外規定がガット第20条である。)

さらに、関税については、各国との交渉の結果、譲許表に関税率を記載すればそれ以上の関税を課してはならない、牛肉の関税を50%と譲許表に書いたのであれば50%を超える関税をガット加盟国に適用してはならない(第2条)。これを関税のガット・バインドという。

厳しい環境規制を守っている国内の生産者と環境規制の緩やかな外国生産者との間で共

<sup>9</sup> 同上 paras. 115, 125-126, 133-141。

<sup>10</sup> 同上 p. 107。

<sup>11</sup> EC・アスベスト規制事件上級委員会報告 para.118。

<sup>12</sup> 内記[2008]81頁。

<sup>13</sup> 同旨内記[2008]85頁。

<sup>14</sup> ドミニカ・タバコ輸入販売措置事件上級委員会報告 para.57。



通の土俵を作るために相殺関税的な措置を講ずる場合に、通常の間税を含めた水準がバインド税率を上回れば、それはガット第2条に違反する。京都議定書の例のように、批准している国とそうでない国がある場合や、批准していても加盟国の間に規制の違いが存在する場合に、問題が生じる。

国際経済学ではラーナーの対称性定理によって輸入関税と輸出税は同様の効果を持つものとされている。しかし、ガット・WTOでは輸出税についての規律はない。特に、大国による輸出税は輸入に対する最適関税と同じように、輸出品の相対価格を高め、交易条件を自己に有利なものに変更することができる。被害を受けるのは輸入国である。しかし、これに対する批判はガット・WTOではほとんど行われぬ。他の輸出国からすれば、大国が輸出税をかけることによって国際価格が上昇することは自国にとっても交易条件が有利なものとなることにほかならず、異議を唱える必要はないからである。

#### **(4) 補助金に対する規律、特に輸出補助金の禁止 (第16条)**

輸出税についてのガット上の規律はほとんど無いのに対し、輸出補助金についてガットは厳しい態度をとっている。両者についてのこのような違いによって、各国の政策選択に歪みが生じる可能性がある。

補助金を国内産業に与えれば、国内産業の競争力が向上するため、国産品の輸出が増加したり、海外産品の輸入が減少したりする可能性がある。このため、補助金が他国に重大な損害を与え又は与える恐れがある場合には、他国と協議しなければならない(第16条A)。さらに、輸出補助金については、ダンピング輸出となり明らかに貿易歪曲効果を有するものであることから、これを禁止している(第16条B)。

#### **(5) ガット第1条、2条、3条、11条の適用関係**

アメリカがイルカを混獲する漁法で採られたマグロの輸入を制限したことが訴えられた米国・マグロ輸入制限事件やアメリカがウミガメを混獲する方法でとられたエビの輸入を禁止したことが訴えられた米国・エビ輸入禁止事件では、輸入数量制限を禁止したガット第11条が適用された。第3条についての注釈に照らせば、輸入品には輸入時点で適用されても漁獲方法についての制限はアメリカ国内の産品にも適用されている国内の販売等に関する規制であるので国内措置を対象とする第3条4項の問題として検討すべきであるというアメリカの主張は斥けられた。アメリカが第3条4項の適用を主張したのは、保護貿易的な意図がなければ第3条4項に整合的となる可能性があるが、第11条については数量制限であれば直ちに第11条不整合となってしまうからである。

これは国境措置と国内措置を峻別して理解するという考え方に立つものである。これまでのガット上の判例はガット第3条と第11条の双方が適用になる可能性がある場合でもどちらかを適用して判断するという立場をとってきた。その理由は事案によって判断が異なり、明確ではない<sup>15</sup>が、米国・マグロ輸入制限事件のパネルは産品規制と生産方法(PPM)規

<sup>15</sup> 平は、関連する9つの事件を分析し、どの事件においても、第3条と第11条は排他的に適用されているが、なぜそうなのかについてパネルは「なんら説得力のある理論的根拠

制のうち第 3 条は前者のみを対象とするものであり、PPM規制を内容とする国内措置が国境で発動される時は第 3 条の注釈<sup>16</sup>は適用されず、第 11 条が適用されると判断した<sup>17</sup>。つまり、生産方法の違いは国外の輸出国で生じたものであり輸入国の管轄下にあるものではない、製品の物理的な特徴に対してはガット第 3 条の対象であるが国外の製品非関連の措置や政策を規制することは第 3 条の対象ではない、国境での輸入制限を伴うものが第 3 条の措置でないとなればそれは第 11 条の措置である、という理解である。

このような国境措置(外国でもある規制を行わせようという効果を期待するもので一種の域外適用である)は第 11 条違反であることは明らかなので、これを正当化しようとする、ガット第 20 条の検討が必要になる。米国・エビ輸入規制事件では、PPM による輸入数量制限についての第 11 条違反も第 20 条により一定の条件の下で正当化された。

もし PPM 規制としての輸入数量制限措置についてガット第 3 条が適用されると判断された場合には、同種の製品に対する異なる扱いであっても、輸入品に不利になるようなものでなければよいという韓国・牛肉流通規制事件の上級委員会の判断に立つと、第 20 条を適用するまでもなく第 3 条に整合的であるという整理ができる<sup>18</sup>。すなわち、ウミガメを混獲するような漁法で漁獲されたかどうかにかかわらず全てのエビは同種の製品であると判定したとしても、アメリカで売られる全てのエビはウミガメを混獲するような漁法で漁獲されたものであってはならないという規制は輸入品だけを不利に扱うものではないのでガット第 3 条 4 項違反ではない、という理解である<sup>19</sup>。仮にガット第 11 条ではなく第 3 条が適用されるとした場合には、国内産業に保護を与えるような、輸入品に不利になるような方法で適用しなければガット整合的となり、米国・エビ輸入禁止事件の判断が示したガット第 11 条と第 20 条が適用される要件に比べ、要件が緩やかなのでガット整合性を認定しやすくなる。また、そもそも PPM が異なれば消費者の嗜好が異なるので、異なる製品である(同種の製品ではない)と解釈すると、国内産についても内外無差別に制限することは当然ではあるが、PPM による輸入制限のガット整合性の可能性はいつそう高まることになる。

米国・マグロ輸入制限事件のパネルの判断は PPM 規制についてガット第 3 条ではなく第 11 条が適用されるとするものであるが、この整理に基づけば PPM 規制が輸入数量制限ではなく税や表示という措置をとる場合には国境措置としてガット第 1 条と第 2 条との整合性が問題となる可能性がある。

---

を提示してはいない」と述べている。平 [1997] 33-34 頁参照。

<sup>16</sup> ガット第 3 条の注釈は以下のように記述されている。「…輸入製品について同種の国内産品と同様に適用され、かつ、輸入の時にまたは輸入の地点において…実施されるものは、…[第 3 条] 1 [項]に定める種類の法令若しくは要件とみなすものとし、第 3 条の規定の適用を受けるものとする。」

<sup>17</sup> 米国・マグロ輸入制限事件 (I) パネル報告 para. 5.14, 5.18。

<sup>18</sup> Morceau and Trachtman [2006] p. 58。

<sup>19</sup> Trebilcock and Howse [2005] p. 103。

#### 4. ガットの例外規定（ガット第20条）

ガット第20条は環境と貿易との関係について最も重要なガット・WTO 規定である<sup>20</sup>。ガット第1条、第3条や第11条などの規定に整合的であれば、第20条の要件を充足しているかどうかは問題とならない。しかし、これらの規定に抵触する措置を導入している国は、第20条によって当該措置を正当化しなければならない。これは例外規定であるので、**挙証責任**（“burden of proof”）は当該措置を導入している国、すなわち輸入国にある。また、ガット第20条にはSPS協定第5条7項のように科学的な証拠が不十分なときに暫定的な措置を講じることができるという規定が存在しない（つまり「予防原則」を適用できない）。このため、健康に害のある製品の輸入を禁止するような場合には、措置発動国は自らの措置を弁護するためには十分な（科学的）証拠を示すことが必要となる<sup>21</sup>。

挙証責任については、一応（prima facie）の証明で十分とされ、それがなされれば、相手国側に反証の責任が転換される。

ガット第20条は次のように規定している。

第20条 この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において恣意的なもしくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

(a) (略)

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c)～(f) 略

(g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

(h)～(j) (略)

(下線部筆者)

紛争解決機関は、当該貿易規制措置が(b) または(g)に該当しているかどうかを審査した上で、第20条柱書（(a)～(j)以外の部分）の要件を満たしているか審査する。2段階の審査である。

##### (b) 「必要性」の要件

(b)の規定について、「必要な」という字句（「必要性」の要件）は、従来「合理的に利用可能な(“reasonably available”)他により貿易制限的でない代替手段(“less trade-restrictive

<sup>20</sup> なお、WTO サービス協定にも(g) と類似の規定はないが、他は第20条と同様の規定が第14条に存在する。

<sup>21</sup> Button[2004]はガットにはSPS協定第5条7項類似の規定が存在しないことから、ガット第20条で要求される科学的証拠の程度はSPS協定に比べて低いものであるべきだと主張している。Button [2004] pp. 28-29。

alternative measure”)がないこと」という趣旨に狭く解釈されてきた<sup>22</sup>。ガット違反の措置が(b)の目的のために必要であるというのであれば、それを正当化しようとする国は、その目的を達成するためには他にガット整合的でより貿易制限的でない措置が存在しないことを証明しなければならないという考えによるものである。

ここで、輸出国が受ける損害が最も少ない措置が、措置導入国にとって最も費用の低いものであるとは限らない。例えば、輸入禁止という措置は輸出国が受ける損害としては最たるものであるが、輸入国からすれば行政費用は少ない。逆に、輸入国が一定の基準を満たす農産物の輸入を認める代わりに輸入国の負担によって検疫を輸入港で実施するといった措置は、輸出国にとっては損害は少ないが輸入国の行政費用は大きい。同じように一定の基準を満たす農産物の輸入を認める場合においても、輸出国において厳重な検査を要求するときには輸入国の負担は少ない。つまり、輸出国の利益を考慮した「より貿易制限的でない代替手段」と輸入国にとって「合理的に利用可能」という要件は逆の方向に作用する場合があるのである。他に「より貿易制限的でない代替手段」があったとしても、それが「合理的に利用可能」でなければ、「必要性」の要件は満たされることになる。このどちらに重点を置いて解釈するかによって、結論は異なる可能性がある。

ガット時代はこの例外規定を狭く解釈した。環境団体から最も批判を浴びたのが米国・マグロ輸入制限事件（ガット時代）の判断である。

アメリカは、キハダマグロ漁に伴うイルカの混獲を防止するため、海洋哺乳動物保護法に基づき、一定の混獲率を超える漁法により漁獲されたキハダマグロとその加工品の輸入禁止措置およびこれら製品の中継国からの輸入禁止措置を採っていた。

漁獲国であるメキシコがアメリカを訴えたこの事件で、ガット・パネルは、(i)ガット第3条は適用とならず、第11条違反が成立することをまず確認した<sup>23</sup>。そして、次に第20条で正当化可能かどうか問題となり、第20条の適用可能性が検討された。(ii)ガット第20条(b)の「必要な」という字句に関し、輸入制限国は国際的な協力の取極めを結ぶように努めるなど、ガットに整合的な措置を通じてイルカの保護に必要な全ての利用可能な

---

<sup>22</sup> このような解釈を初めて採ったのは1989年の米国・1930年関税法337条事件のパネル(para. 5.26)である。

<sup>23</sup> ガット第3条と第11条に関し、米国のPPM規制は、マグロの販売を直接規制するものではなく、また産品としてのマグロに影響するものではないのでマグロ産品それ自体に適用されるものとはみなしえない、したがって産品それ自体に適用される国内措置のみを対象としている第3条の規制の対象外であり、第3条違反かどうかは問題とならない、第3条の規制対象でない措置が国境において輸入制限的效果を持つのでそれは第11条の規制対象となるとした。米国・マグロ輸入制限事件（I）ガット・パネル報告 paras. 5.8-5.18。また、傍論として、PPM規制違反行為に対する措置としてマグロの没収が規定されている限りで、その部分は産品に影響を及ぼすので3条の規制対象になるかもしれないこと、その場合、産品としてのメキシコ産マグロに差別が認められるので3条違反が成立するであろうことを、パネルは述べている。同 para. 5.16。

措置を試みる必要があるとされ<sup>24</sup>、「関係国の間で多国間条約を締結するといったより貿易制限的でない代替手段を尽くしたと立証していない<sup>25</sup>」としてアメリカのマグロの輸入制限をガット不整合とした。(iii)ガットのドラフト交渉史に照らし、第20条が適用されるのは、領域管轄内の健康や環境保護のためであって、領域管轄外の健康や環境保護を目的とする貿易制限措置はガット第20条によっても正当化されないと判断した<sup>26</sup>。一方主義(一方的措置：unilateralism)や規制の域外適用を否定したのである。ガット第20条柱書の要件は「多数国間体制の擁護」を目的としたものであり、輸入国の市場にアクセスするために輸出国は輸入国が一方的に定めた政策を遵守する必要があるという一方的措置はこれに抵触するという従来の解釈を踏襲した。

この判断は環境保護団体から激しい批判を招くこととなった。環境保護団体は製品自体に問題がある場合のみならず、製品の作られ方、PPMにも関心があるからである。前者は消費の外部性であるのに対し、後者は生産の外部性である。この判断に従えば、オゾン層を破壊する物質で作られた製品も外見が国内産品と同一であれば輸入しなければならない。環境を劣化させるような方法で生産された物も、環境にやさしい方法で生産された物も同じようにしか扱えないというのでは、環境保護は達成されないと考えたのである。

ガット時代のこのような厳格な解釈に対しては、後述する(g)の「関連性」についての緩やかな解釈と比較すると、「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」よりも「有限天然資源の保存に関する措置」の方が広く認められることとなり、妥当ではないという批判がなされている<sup>27</sup>。

このような狭く厳格な解釈はWTO成立後緩和されてきている。

まず、立法的な措置から見てみよう。WTO協定の一部であり、人および動植物の生命・健康に関するガット第20条(b)の適用のための規則を定めることを目的とした(SPS協定前文最終パラ) SPS協定は、このような厳格な解釈を前提としながらも緩和している。

SPS協定は、各国は適切な保護の水準(ALOP)を決定する主権的権利を有する(SPS協定第2条1項)とともに、ALOPを達成するための「SPS措置」は技術的および経済的な実行可能性を考慮して必要以上に貿易制限的でなければならないとしている(SPS協定第5条6項)。他により貿易制限的でない代替措置(“less trade restrictive alternative measure”)があるときはこの原則に違反する。健康に影響を与える残留農薬を規制するためには、トウモロコシの輸入を全面的に禁止するのも一つの方法であるが、輸出国に一定水準以下の残留農薬規制を要求し、輸入港において抜き打ち検査を行うことによって規制を遵守しているかどうかを確認するほうが、より貿易制限的でない措置である。SPS協定第5条6項の規定は、ガット第20条(b)の「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のため

<sup>24</sup> 米国・マグロ輸入制限事件(I) ガット・パネル報告 para. 5.28。

<sup>25</sup> 米国・マグロ輸入制限事件ガット・パネル報告 para. 5.27。

<sup>26</sup> 同上 paras. 5.27-5.32。

<sup>27</sup> 小寺 [2000] 244 頁。

めに必要な措置」という規定の中の「必要な」という字句が、「合理的に利用可能な他により貿易制限的でない代替手段がないこと」という趣旨に狭く解釈されてきたことを反映したものである。しかし、SPS 協定はガット時代の狭い解釈を緩和している。ある措置が第 5 条 6 項に違反するかどうかは、(i) 技術的および経済的な実行可能性(“technical and economic feasibility”)を考慮して合理的に利用可能な(“reasonably available”)他の措置があるか否か、(ii) 適切な保護の水準 ALOP を達成する他の措置があるか否か<sup>28</sup>、(iii) 貿易制限の程度が相当小さい他の措置があるかどうか(代替措置の貿易制限の程度がある程度あっても相当なものでなければよい)、により判断される。この 3 つの要件は重疊的であり、ある国が採った措置が第 5 条 6 項に違反するためにはこの 3 つを満足する代替措置があることを申立国が立証することが要求されることになる<sup>29</sup>。特に、(iii) の要件について、代替措置に比べ制限の程度が大きくなければ問題ではない。第 5 条 6 項の注で、「相当に(“significantly”) 貿易制限的でない(“less restrictive to trade”) 別の措置がないかぎり貿易制限的ではない」としているのはその趣旨である。問題となっている措置が他の措置に比べある程度貿易制限的であっても、その程度が著しくなければ、認めようということである。

解釈面においても、必要性の要件は緩和されている。WTO 成立後の EC・アスベスト規制事件パネル報告は、(b)の「必要な」について、単に理論的に代替手段が存在するだけでは足りず、それが加盟国の経済的・行政的現実の観点から合理的に利用可能かどうか、そして政策目的達成のために十分に有効であるかどうかを照らして判断すると述べ<sup>30</sup>、EC のアスベスト禁輸措置の「必要性」を認めた<sup>31</sup>。必要性の要件のうち措置国に有利に作用する「合理的に利用可能な」に力点を置いたのである。これは、必要性の要件の過度の厳格性を緩和するものと考えられ、先例として重要な意義を持つとされる<sup>32</sup>。これは紛争解決手続でガット第 20 条(b)の「必要性」が認められた初めてのケースであり、ガットから WTO へ移行後、解釈において環境への考慮が高まっていることを示す一例である。

「合理的に利用可能な措置」という用語については、同じく「必要な」という文言を使っている(d)の規定(この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置)について、韓国・牛肉流通規制事件上級委員会は代替措置の国内費用等を考慮すべきであるとした<sup>33</sup>。また、サービス協定の事件であるが、米国・賭博規制事件の上級委員会は、代替措置は単なる理論的なものであってはならないし、輸入国に禁止的なコストや相当な技

<sup>28</sup> 日本・農産物検疫事件パネルでは、代替措置がこの要件を満たさないと判定された。日本・農産物検疫事件パネル報告 paras. 8.80-8.101。

<sup>29</sup> SPS 協定の諸規定はガット第 20 条のような例外規定ではないので、措置導入国ではなく、申立国に挙証責任がある。

<sup>30</sup> EC・アスベスト規制事件パネル報告 paras. 8.207-8.208。

<sup>31</sup> 同上 para. 8.222。

<sup>32</sup> 中川[2003]183 頁。

<sup>33</sup> 韓国・牛肉流通規制事件上級委員会報告 para. 173。

術的な困難さ等の不当な負担を強いるものであってはならない、またそれは目的に照らして望ましい保護の水準を達成するものでなければならない、ガット第 20 条は例外規定なので訴えられた措置導入国（輸入国）に挙証責任があるが、輸入国は合理的に利用可能な措置の全てを調べ上げる必要はなく、導入した措置が必要であるという一応の証明をすれば代替手段を特定する必要はない、申立国が WTO 整合的な代替措置が存在することを提起した後に輸入国はそれが合理的に利用可能でないことを証明すればよいとした<sup>34</sup>。これらの解釈は、SPS 協定第 5 条 6 項の「技術的及び経済的実行可能性を考慮して合理的に利用可能な他の措置（がない）」という規定と同様の考え方にたつものである。

保護の水準と措置との関係に関し、韓国・牛肉流通規制事件の報告においても、またこれに続いて出された EC・アスベスト規制事件の上級委員会報告でも、加盟国は「保護の水準」を自由に決定できる<sup>35</sup>とされた。サービス協定についての米国・賭博規制事件の上級委員会報告でも、合理的に利用可能な代替措置は「加盟国が求める目的に関する望ましい保護の水準（“its desired level of protection with respect to the objective pursued”）」を達成する加盟国の権利を満足するものでなければならない<sup>36</sup>として、代替措置が「保護の水準」を達成しなければならないとする解釈をとっている。これは SPS 協定の ALOP（適切な保護の水準）と SPS 措置との関係と同様である。保護の水準を各国は自由に決定することができるということは、ゼロリスクも認められるということである。ある国がゼロリスクを設定したならば、極めて貿易制限的な手段だったとしてもそれ以外にゼロリスクを達成する手段がないのであれば、そのような手段は認められることになる。これは保護の水準を達成するための措置が唯一の不可欠な（indispensable）措置である場合である。リスクを 99%削減できるまったく貿易制限的でない手段が他にあったとしても、保護の水準をゼロリスクに設定している以上問題ではない。このような論理でフランスの輸入禁止という手段はガット第 20 条(b)に整合的となった。

韓国・牛肉流通規制事件上級委員会報告は、「必要な措置」には幅があり、「不可欠な（indispensable）措置」と「目標に貢献する措置」の二つの極の間のうち前者に近いものであるが、必ずしも前者に限定されないとし、必要であるかどうかの判断は、①法令の遵守に対する当該措置の貢献度、②当該法令で守られる共通の利益や価値の重要性、③当該法令の輸出入に及ぼす影響、貿易制限効果などの諸要素をウェイト付けしバランスさせる（“weighing and balancing”）プロセスを経たものでなければならないとした<sup>37</sup>。また、各国は国内法をどの程度強く実施するかどうかを自ら決定する権利を有するとした<sup>38</sup>。そのう

<sup>34</sup> 米国・賭博規制事件 paras.308-311。

<sup>35</sup> 韓国・牛肉流通規制事件上級委員会報告 para.176、EC・アスベスト事件上級委員会報告 para.174。

<sup>36</sup> 米国・賭博規制事件上級委員会報告 para.308。ドミニカ・タバコ輸入販売措置事件上級委員会報告 para.70 支持。

<sup>37</sup> 韓国・牛肉流通規制事件上級委員会報告 paras. 161.164。

<sup>38</sup> 同上 para. 177。

えで、措置の法令の目的の達成に対する貢献が大きければ大きいほど、共通の利益や価値が重要であればあるほど、輸入品に対する影響が小さければ小さいほど、当該措置が「必要である」とされるだろうと判断した<sup>39</sup>。いわゆるバランシング・テストである。2007年12月に採択されたブラジルの再生タイヤ輸入関連措置事件についての上級委員会の報告も、輸入禁止措置のように通商制限性が高い場合、貢献は取るに足りないものではなく、実質的なものでなければならず、貢献は目的の根底にある利益や価値を考慮しつつ、通商制限性と利益考量されるとした<sup>40</sup>。

韓国・牛肉流通規制事件上級委員会報告の数ヵ月後に出された EC・アスベスト規制事件の上級委員会報告は、韓国・牛肉流通規制事件上級委員会報告で示されたバランシング・テストを行う上で人の生命・健康の維持はきわめて重要なものであるので必要性の要件を満たしやすいと判断した<sup>41</sup>。

TBT 協定第 2. 2 条は「国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように強制規格が...適用されないことを確保する。このため、強制規格は、正当な目的（“legitimate objectives”）が達成できないことによって生ずるリスクを考慮した上で、正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的であってはならない」と必要性の要件を規定している。「正当な目的が達成できないことによって生ずるリスクを考慮」するとしているのは、ある手段によって達成される正当な目的の利益（リスクの減少度合い）と当該手段による貿易利益の侵害を比較考慮しようとするものであって、韓国・牛肉流通規制事件の上級委員会が示したバランシング・テスト（手段の目的への貢献を考慮する等）と同様のアプローチであり、この考え方が韓国・牛肉流通規制事件の上級委員会報告に反映されたものと思われる。これは目的と手段の間のトレード・オフを認めない SPS 協定と異なる点である。

韓国・牛肉流通規制事件上級委員会に示された考え方は、経済学の費用便益分析と同一ではないが、それに似た考え方を採用するものともいえる。このような判断は、代替措置のコストは考慮するものの目的への貢献度については考慮しないというガット第 20 条に関する伝統的な解釈や SPS 協定の考え方とは大きく異なる<sup>42</sup>。バランシング・テストを適用すると規制の利益が少なく、コストがこれを大きく上回る場合には認められないことになる。経済学的には望ましい解釈であるが、WTO の紛争解決機関が本来各国の主権に属するこのような政策的な判断をして良いのかという問題がある。

---

<sup>39</sup> 同上 paras. 162, 163, 172。

<sup>40</sup> ブラジル・再生タイヤ輸入関連措置事件上級委員会報告 para. 210。

<sup>41</sup> EC・アスベスト規制事件上級委員会報告 paras.172,174。

<sup>42</sup> Marceau and Trachtman [2006] p. 51。しかし、表現とは異なり、実際の適用は、より WTO 非整合的でない措置が合理的に利用可能かという判断を行っており、もっとも WTO 非整合的でない措置(“least inconsistent measure”)またはもっとも貿易制限的でない措置(“least restrictive measure”)という従来の原則を適用しているという批判がある。(McGovern [2005]pp. 186-189 参照。)



SPS 協定のように目的と手段の間のトレード・オフを認めない場合と韓国・牛肉流通規制事件上級委員会のように目的と手段の間のトレード・オフを認めるbalancing・テストの違いを説明しよう。SPS 協定の適正な保護の水準 (ALOP) が現状よりリスクを80%削減するというものだったとしよう。SPS 協定第5条6項に違反するというためには、代替措置がこのALOPを達成し、かつ、貿易制限の程度が相当程度小さいものでなければならない。同協定第5条6項は目的と手段の間のトレード・オフを認めない。問題となる措置がリスクを90%削減する(90の便益と仮定する)が50のコストがかかるのに対し、代替措置がリスクを80%削減する(80の便益と仮定する)が45のコストがかかるとすると、当該措置の純便益(40)が代替措置の純便益(35)を上回るのでbalancing・テストは満足するが、ALOPの水準を80%削減に置いている以上、代替措置の方がコストがかからないので、SPS協定第5条6項には不整合となってしまう<sup>43</sup>。EC・アスベスト規制事件のようにゼロリスクを前提としている場合には、輸入禁止という措置が必要かつ他に代替手段がないと考えられるので、このような違いは顕在化しない。

しかし、果たしてbalancing・テストは採用されたのかどうかという疑問が提示されている。この点において内記は、韓国・牛肉流通規制事件において、「実際の判断では、上級委員会が初めに示した三要素は言及されていない。その代わり検討されたことは、韓国の設定した実施水準はどのレベルかという議論と、その実施水準を充たす代替措置が「合理的に利用可能」であるかどうかという、判断の過程としてはGATT時代の必要性テストに近いものがとられているのである。<sup>44</sup>」としている。Reganも「標準的な費用便益分析的なbalancing・テストを適用することは、加盟国が保護・実施水準を自由に設定できることと相容れない」と主張している<sup>45</sup>。

この点について分析しよう。

韓国・牛肉流通規制事件上級委員会報告に示された考え方は、「(1) 価値・利益の相対的重要性、措置の通商阻害性、措置の目的に対する貢献の3要素(ただし限定列举ではない)を検討し、(2) 問題の措置との比較において、より協定整合的ないし通商阻害性の低い「合理的に利用可能な代替措置」の有無を検討するという手順に集約される。<sup>46</sup>」しかし、(1)はbalancing・テストであるが、(2)は一定の保護の水準(便益)を前提として通商阻害性の低い代替措置はないかという従来と同様の考え方である。(1)は複数の措置の中でどの措置が最も高い純便益(便益マイナス貿易阻害コスト)を達成するかというもので、これに基づく検討の結果、望ましい措置は一つに決定される。これ以降(2)の手続きに以降する必要はないし、既に望ましい措置は決定されているので、(2)で比較する代替措置は存在しない。つまり、(1)があれば(2)は必要なくなるのである。(2)を

<sup>43</sup> どちらの措置もリスクを例えば80%削減するのであれば、ガット第20条にもSPS協定第5条6項にも不整合となる。

<sup>44</sup> 内記[2008]116頁。

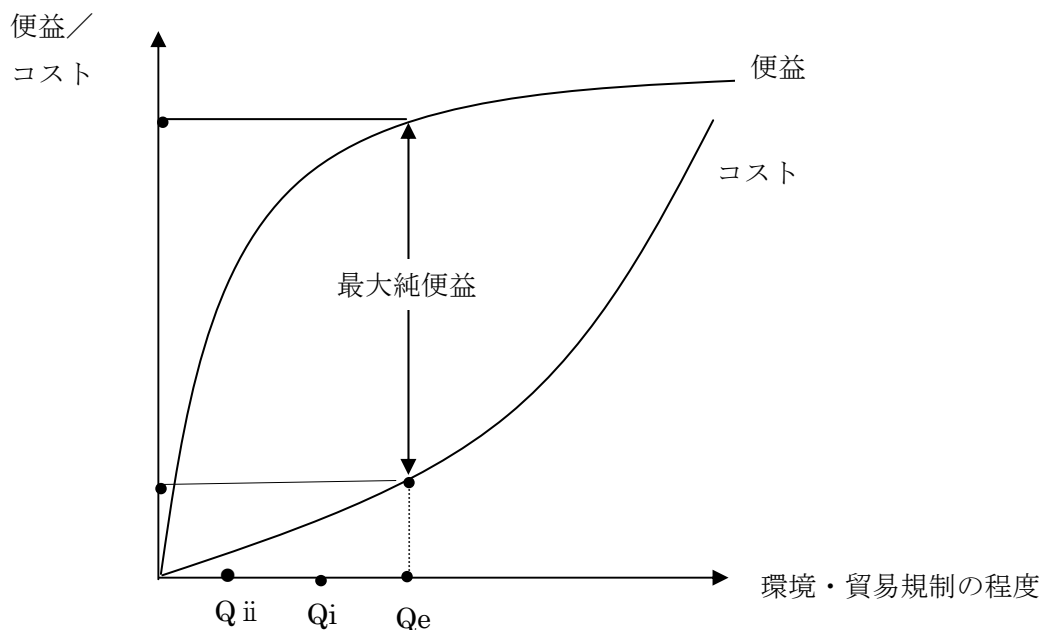
<sup>45</sup> Regan[2007]p.348。

<sup>46</sup> 川瀬 [2008] 184頁。

意味のあるものとするため (1) と (2) が両立するように考え、各国は保護の水準を自由に決められるのだからバランシング・テストの過程で得られた便益 (上記の例では 90) を (2) の保護の水準とすると、(1) で決定された便益最大の措置以外に通商阻害度の低い措置はないので、(1) のバランシング・テストと (2) の従来の方考え方は一致してしまうのである。

具体例を挙げて説明しよう。4つの政策について、保護の水準 (便益) - 通商阻害的なコスト - 純便益の組み合わせが、[95-60-35]、[90-50-40]、[85-40-45]、[80-30-50] としよう。80を保護の水準とすると、(1) と (2) の結果は同じである。このように (1) のバランシング・テストで最も低い保護の水準のものが選択される場合には、これがもっとも高い便益を生む以上コストも最小となるので、(1) と (2) は矛盾しない。逆に言うと、(2) によって政策を選択するとそれは (1) のテストも満足するものとなるので、あえて (1) のテストを追加する必要はない。次に、[95-60-35]、[90-45-45]、[85-50-35]、[80-40-40] という政策の組み合わせを考えよう。(1) のバランシング・テストでは [90-45-45] が選択されるが、80を保護の水準とすると、(2) のテストではもっともコストが少ない [80-40-40] が選択され、(1) と (2) の結果は矛盾する。しかし、バランシング・テストの結果最適な措置とされたものについての90を保護の水準とすると、[80-40-40] は検討の対象から除外されるので、(2) のテストでも [90-45-45] が選択される。つまり、(1) と (2) が矛盾しないようにするためには、(1) のテストの便益を (2) の保護の水準とすればよいというだけのものである。これを図で示すと、(1) のテストで決定された  $Q_e$  の措置に対応する便益以下の水準は (2) の保護の水準とはしない、したがって  $Q_e$  よりコストの低い措置 ( $Q_i$  や  $Q_{ii}$ ) は検討の対象ではないということになる。

(図) バランシング・テストと従来の方考え方



このように考えると、論理的には（１）のbalancing・テストが（２）による従来のテストを不要にしたと考えることができる。

#### (g) 「有限天然資源」の保存に「関する」措置

(g)の規定の「有限天然資源」とは起草時点において鉱物資源や非生物資源の保護を意図したものであった。WTO成立後の米国・ガソリン精製基準事件において、上級委員会は、大気汚染を防止するための政策も「有限天然資源の保存」のための措置であるという判断を行なった。また、米国・エビ輸入禁止事件において、上級委員会は、最近における環境保護についての関心を考慮する必要があるとし、「WTO 設立協定の前文に示された環境保護の重要性や正当性」に照らし、「発展的」な解釈を行い、「有限天然資源」は再生可能な「生物および非生物資源」を含むという判断を下した<sup>47</sup>。再生可能な生物資源であってもしばしば人間の行為によって枯渇するおそれがあるからである。

ガット時代には、有限天然資源に「関する(related to)」措置とは、有限天然資源の保全を「第一の目的としている(primarily aimed at)」措置でなければならないと解釈されてきたが、米国・ガソリン精製基準事件に関する上級委員会報告は、第一の目的とするという用語は協定で用いられているものではないとしたうえで、当該措置と有限天然資源の保護との間に「直接的な関連性」はなくても「実質的な関連性(“substantial relationship”）」があれば、第一の目的とするという要件は満たされると緩やかに判断した。また、(g)の「国内の生産または消費に対する制限と関連して実施される場合に限る」という要件についても、貿易制限措置と国内の制限が同一のものである必要はなく、同時に(“together or jointly with”)

<sup>47</sup> 米国・エビ輸入禁止事件上級委員会報告 paras. 129-134。

公平に(“even-handedness”)実施されているだけでよいと判断した<sup>48</sup>。さらに、米国・エビ輸入禁止事件において、上級委員会は“第一の目的とする”というテストを放棄し、措置と目的の間に合理的な関連性があるかどうか(“the means are, in principle, reasonably related to the ends”)に焦点を当てて判断した<sup>49</sup>。

### ガット第20条柱書の要件

ガット第20条柱書はガット第3条のように同種の「産品」間の差別ではなく「同様の条件の下にある諸国の間に(下線部筆者)」おける差別等を規定している。BSEに汚染されている国の牛肉とそうでない国からの牛肉の輸入条件を異なるものとするなど、牛肉の物理的な特性は同じであるので同種の「産品」間の差別であるとしてガット第3条違反であるとされるものでも、BSE汚染という条件が異なればガット第20条柱書で差別は認められるということである。

この同種の「産品」間の差別と同様の「条件」間の差別の違いは重要である。この違いが認識されていなければ、ガット第3条1項の国内生産に保護を与えてはならないという規定とガット第20条柱書の「恣意的な差別」、「正当と認められない差別」、「国際貿易の偽装された制限」の区別がはっきりしなくなるのである。

この違いがよりはっきりしているのがSPS協定である。

ガット第20条(b)を具体化したものとされるSPS協定では、加盟国は、同一または同様の条件にある加盟国の間(自国の領域と他国の領域を含む)において、SPS措置が恣意的又は不当な差別とならないことを確保する(第2条3項第1文)と規定している。「モノ」ではなく「条件」についての内外無差別と最恵国待遇の原則である。動植物の検疫については国内で病気がない場合に有害動植物の侵入防止のための輸入規制等のSPS措置を採るが、国内に規制がなくても(国内の牛肉には規制しないが外国の牛肉には規制するのでガット上の同一産品についての内外無差別の原則に反するようだが)それは(外国には病気があり国内には病気はないことから)同一または同様の条件にある加盟国の間のものではないので、この規定には違反しない。

SPS協定整合性が争われたオーストラリア・鮭検疫事件で上級委員会は、サケに比べニシンの方が病気の侵入リスクが高いにもかかわらず、ニシンについては何らの措置も講じられていないこと、サケについても国内産の移動に対しては規制されていないことから、偽装された貿易制限であると判断した<sup>50</sup>。ガット第3条のように国産のサケと外国産のサケ

<sup>48</sup> 米国・ガソリン精製基準事件上級委員会報告 pp. 14-21。しかし、第20条柱書の要件について、同事件上級委員会報告は、第20条各号の例外の濫用に対する歯止めであり、被申立国が負う立証責任は第20条各号の立証責任よりも重い、また、「恣意的な差別」、「正当と認められない差別」、「国際貿易の偽装された制限」という柱書の3要件は相互に関連していると判示した。つまり、米国・ガソリン精製基準事件の上級委員会は、(g)の規定について緩やかに解釈する一方、柱書の要件について厳格に解釈した。同報告 pp. 22-29。

<sup>49</sup> 米国・エビ輸入禁止事件上級委員会報告 paras. 141, 156-160。

<sup>50</sup> オーストラリア・鮭検疫事件上級委員会報告 paras. 157, 174-176, 178。

との差別的扱いが問題となるのではなく、SPS 協定ではサケの衛生条件とニシンの衛生条件との差別的扱いが問題となるのである。つまり、産品が異なりガット第3条違反の問題が生じないような場合でも、同じ条件のものを差別的に扱ってれば SPS 協定に違反する。このように、ガット第1条や第3条の内外無差別と最恵国待遇の原則が、異なる国を原産国とする産品間の比較可能性を基礎として差別的扱いかどうかを判断するのに対し、SPS 協定は国ごとの衛生条件間の比較可能性を基礎としてこれを判断しようとするものであり、同一または同様の条件にあるにもかかわらず異なる扱いを受ける場合が差別的な取り扱いとなる<sup>51</sup>。

モノに着目した TBT 協定は産品の特性に関連しない産品非関連の生産工程もしくは生産方法 (PPM) については対象としていない。これに対し、SPS 協定で規制される PPM は産品関連という限定はされていない (SPS 協定附属書 A1)。これは、SPS 協定が関心を持つのは産品ではなく条件であり、産品の特性と関連していても人や動植物の生命・健康に影響を与えるものであれば、全て SPS 協定の対象となるという考え方に基づくものであると考えられる。

ガット第20条は他のガット規則違反に対する救済条項なので、ガット第20条の検討の前提としてガット第3条等についての違反が存在しなければならない。つまり、ガット第3条に整合的であれば、ガット第20条に整合的である必要はない。ガット第20条に整合的でなくてもガット第3条に違反していなければ、ガット違反とはならない。これに対して、SPS 協定の規律は独立の規律として加盟国を拘束する。同種の産品間の差別を禁止したガット第3条に違反していなくても必要性の原則等のガット第20条的な SPS 協定の規定を遵守しなければならない。さらに、SPS 協定ではガット第20条類似の規律に加え、科学的証拠に基づくこと、保護水準に関する整合性の原則、ハーモナイゼーション等の規律も要求される。ある国がAという産品を生産している場合に、Bという産品も同じ程度健康への影響を持つときに、Bだけを規制する SPS 措置をとることは、AとBが同種の産品でないかぎりガット第3条に違反しない。つまり「条件」が同じでも「産品」が異なるのでガット第3条違反ではないのである。しかし、この場合でもこの国が同じ条件間のモノについて恣意的・不当な差別をしていないことや当該措置について科学的証拠を示さなければ SPS 協定に違反する<sup>52</sup>。

ガット第20条柱書の要件に関し、これまで、第20条の援用を認められなかったケースの多くは、「恣意的な差別」、「正当と認められない差別」、「国際貿易の偽装された制限」と言われても仕方がないものが多い。

例えば、カナダ・未加工ニシン・サケ輸出禁止事件は、国内漁業者に対し資源の利用を制限するものではなく、またニシンとサケの加工品については輸出禁止をしていない、すなわちガット第20条の援用が認められる資源保護のためというより、国際価格に比べ安

---

<sup>51</sup> Scott [2007] p. 141.

<sup>52</sup> Matsushita et al. [2006] p. 480 参照。

い国内産のニンシとサケを国内加工業者に使用させることにより国際競争力を向上させようとする国内加工業者保護の措置と考えられる。タイ・外国製たばこ輸入規制事件でも、自国製たばこに対しては、規制等を行なっていなかった。米国・自動車税(CAFE 規制)事件でガット・パネルは、燃料を節約するという環境上の目的で燃費の悪い自動車に課税することは認められるが、課税の条件を輸入自動車と国産自動車で異なる扱いをすることは認められないとした<sup>53</sup>。

米国・ガソリン精製基準事件パネルは、ガット第 3 条の「同種の産品」とは物理的な形状や最終用途等によって客観的に判定すべきであり、生産者の特性や生産者が持っているデータの性質によって不利な扱いをすべきではないとした<sup>54</sup>。そして、同事件上級委員会報告は、ガット第 20 条柱書は第 20 条の例外の保護主義的な濫用を防ぐことを狙いとしたものであり、そのためには措置を援用しようとする国の義務を他の加盟国の権利を考慮した上で合理的に適用されなければならないとした。その上で、大気浄化法(Clean Air Act)に基づき、より汚染の少ないガソリンを供給することを石油精製業者に命じる際に、国内業者は 1990 年の自らの基準値を採用できるのに対し、外国の業者は 1990 年のアメリカのガソリンの平均値を考慮した法定の基準値しか採用できないとする規制に関し、外国業者が自らの基準値を設定する場合その検証や遵守を認定することは困難であるというアメリカの主張に対し、アメリカはそのような懸念がどうして外国政府と協力することによって解決できないのか説明しなかったし、そのような協力をしようとしなかったことは第 20 条柱書の「正当と認められない差別」であり、また国内業者のコストを軽減するつもりはあったのに外国業者のコストを軽減しようとしなかったことは「国際貿易の偽装された制限」に該当するとした<sup>55</sup>。同様の条件にある業者を差別的に扱うことが第 20 条柱書に不整合とされたのである。

次に、WTO 成立後の代表的な判断が示された米国・エビ輸入禁止事件について紹介しよう。

ウミガメはワシントン条約の附属書 1 に記載されている絶滅のおそれがある商業的な貿易が禁止されている動物である。本事件は、アメリカがウミガメを混獲するような方法で漁獲されたエビの輸入を禁止した措置(TED という混獲防止措置を採用しているとアメリカ政府が認証した国以外からの輸入禁止)が争われたものであり、米国・マグロ輸入制限事件と同様の事件である。

しかし、本事件においては、米国・マグロ輸入制限事件に対する環境市民グループからの強い批判が少なからず考慮されたものと思われる。本事件でパネルは米国・マグロ輸入制限事件 (I) のガット・パネル報告と同様の判断を下したが、上級委員会は、ガット第 20 条の解釈についてパネルの判断を大幅に覆した。第 20 条(g)の有限天然資源には生物

<sup>53</sup> 米国・自動車税(CAFE 規制)事件ガット・パネル報告 paras. 5.46-5.54。

<sup>54</sup> 米国・ガソリン精製基準事件パネル報告 para. 6.11。

<sup>55</sup> 同事件上級委員会報告 pp. 22-29。

資源を含むとした上で<sup>56</sup>、第20条柱書の審査においては、パネルが多角的貿易体制を損なう一方的措置は第20条柱書では認められないとした従来のいわゆる「多角的貿易体制に対する脅威」論をとったのに対し、これを条文上の根拠を欠く「過度の拡大解釈」として退け、第20条柱書の目的は第20条の例外を濫用・誤用する(“abuse or misuse of a given kind of exception”)ことを防止することであるとした<sup>57</sup>。柱書の目的は、第20条各号の例外を援用する国の権利と他のWTO締約国のWTO上の(貿易の)権利との均衡を採ることであり、この均衡を示す線は固定したものではなく、措置の種類や内容によって、個別の事件の諸事実によって、動くものであるとした。

米国・エビ輸入禁止事件上級委員会は、第20条柱書は問題となっている措置やその特定の内容について規律している(これは各号で規律)のではなく、その措置がどのように適用されているのかという方法(“the manner in which that measure is applied”)について規律していると判示した<sup>58</sup>。パネルが、当該貿易規制措置が(b)または(g)に該当しているかどうかを審査した上で、第20条柱書((a)～(j)以外の部分)の要件を満たしているか審査するという2段階の審査をとらず、いきなり第20条柱書の要件の審査に入ったことを覆し、この2段階の審査順序を守る必要があると判断した。これは第20条柱書が他の国のガット上の貿易の利益を犯して(a)～(j)の権利を濫用することを防止するための規定であるという理解に立っている。(a)～(j)の権利がまず確定されない限り、権利を濫用しているかどうかは判断できないからである。

他方で、柱書がいわゆる信義則を表わしていることが強調され<sup>59</sup>、(i)アメリカの輸入制限はTEDという漁法のみを認める自国のウミガメ保存策が他の国の条件に適しているかについて判断することなくこれを他国に一律かつ非妥協的に強制するものであること、つまり他の国の固有の条件を考慮せずにアメリカの漁法を一方的に押し付けるものであるうえ、アメリカの目的を達成するために輸出国に受け入れられる他の措置もありうること(船ごとにかめの混獲を行っているかどうかを調査しないことはその現れである)、輸入許可の認証手続が不透明で手続的な公正性が保証されていない等適正な手続(due process)の基本的要件に厳格に従うべきであるのにそれを怠っていることから、「恣意的な差別」に該当する、(ii)アメリカが西半球の貿易相手国と真剣にウミガメ保存の国際取極めを結ぶ努力(交渉による協力的なアプローチの可能性の追求)を行いながら、他の関係国との間ではこれを怠っていること、方策に関して実施の移行期間や技術移転について国によって異なる扱いをしていること(特定の国には交渉によって特別の条件を認めていること)、は「正当と認められない差別」に該当すると判断した<sup>60</sup>。なお、ブラジル・再生タイヤ輸入関連措置事件における上級委員会の報告は、「差別の理由・原因が措置の政策目的と合理的な関係を持

<sup>56</sup> 米国・エビ輸入禁止事件上級委員会報告 paras. 128-142。

<sup>57</sup> 同上 para. 116。なお、高島 [2003b] 34 頁参照。

<sup>58</sup> 米国・エビ輸入禁止事件上級委員会報告 paras. 115-116。

<sup>59</sup> 米国・エビ輸入禁止事件上級委員会報告 para. 158。

<sup>60</sup> 米国・エビ輸入禁止事件上級委員会報告 paras. 161-184, 特に 171, 177, 182。

たないか、反する場合、任意の正当と認められない差別となる」と判断している<sup>61</sup>。

また、輸入国への市場アクセスを輸入国が一方的に規定した政策の遵守や採用と関連づけるということは第20条各号の例外条項の範囲に属する措置に共通して見られる側面であり、輸出に輸入国が要求する政策を遵守、採用することを要求することによって、当該措置が先験的に第20条で正当化できないとすることは必要でないし、そのような解釈をとれば第20条各号の例外条項の全てではないにしてもほとんどが無用なものとなってしまおうし、一方的措置を認めた。ただし、上級委員会は、パネルと異なり環境的な取り決めを結ぶよう交渉する義務があるとはしていないが、越境的なまたは地球的な環境問題に対処するためには、最大限国際間の協力と合意に基づくべきであり<sup>62</sup>、一方主義は可能な限り回避すべきであるとした。その際、関係国と交渉しないことが不当な差別に当たるのではなく、一部の国と交渉して他の国とは交渉しないことが不当な差別に当たるとした。また、(i)二国間または多国間の国際協議を実施することは望ましいが、協議がまとまる必要があるとすれば相手国は一種の拒否権を持つことになるので、合意する必要はない<sup>63</sup>、(ii)この協議が失敗した後には一方的な措置を講じることができる<sup>64</sup>、(iii)その措置については、全ての国に同一の措置導入期間を設定すること、全ての国にカメの混獲防止に関する技術を移転する努力を行なうこと、認証手続は透明性のあるものであり、認証を得られなかった国に対して不服申立てが認められることが必要である<sup>65</sup>。

この上級委員会報告は一方的措置、産品非関連の PPM に基づく措置という二つの面で環境に配慮した判断を行なった点で画期的なものといえるだろう。発展的な解釈(“evolutional interpretation”)を行なったのである。上級委員会がこのような解釈を採用したことの背景としては、ガット時代と異なり、WTO 設立協定の前文に環境保護への配慮が規定されたように、多国間の貿易システムを運営していく上で、もはや環境保護の要請が無視できないものとなっていることを示すものと言えるだろう。WTO 設立協定の前文にガットにはなかった環境保護への配慮が盛り込まれたことによって、ガットの当初の目的は修正されたのであり、WTO 設立協定の前文はガット・WTO の規定の解釈に「色彩、響および陰影」(“colour, texture and shading”<sup>66</sup>)を加えるものであるとされた。もちろん、一方的措置、産品非

---

61 ブラジル・再生タイヤ輸入関連措置事件上級委員会報告 para. 227。

62 同上 paras.168-169。

63 米国・エビ輸入禁止事件履行パネル・上級委員会報告 para.123。

64 米国・エビ輸入禁止事件履行パネル・パネル報告では、米国の義務として、一方的な輸入制限措置の前に真剣な(条約締結交渉についての)努力がなされていること、を挙げている(para. 5.66)。しかし、こうした一方的措置を課すことについては、第20条の目的からいって、恒久的な措置をとる「権利」というよりは、緊急の事由による仮保全措置と見るべきであり、真剣な(交渉締結)努力義務は継続的なものであり、後日米国がそれを充足しないこともあり得るような性質のものである、と述べている(同 para. 5.88)。

65 米国・エビ輸入禁止事件上級委員会報告 paras. 178-181。

66 同上 paras. 153。



関連の PPM を認めたといっても、まずは輸出国に利用可能な混獲防止措置を採用させるよう働きかけることを求めているのであって、アメリカの働きかけによって申立国のうちマレーシアを除くインド、タイ、パキスタンを含む 27 カ国（2007 年 5 月現在）が参加するウミガメの保存管理計画が成立・発効している。この結果、一方的措置が適用されるのはごく限られた国となっている。

Trebilcock and Howse [2005] は、上級委員会が判断しなかったガット第 20 条(g)の有限天然資源と加盟国の土地的管轄権について、(g)は「ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。」と規定し、国内規制と環境上の貿易措置との間のリンクを要求しており、この平等性が認められる限り、その保護される資源が当該国の領域に生存しているかどうかは必要ではないとしている<sup>67</sup>。

## 5. WTO の他の協定

### (1) TBT 協定(貿易の技術的障害に関する協定)

TBT 協定は、技術的な基準、規制、規格が非関税障壁となることを排除することを目的として制定されたものである。製造業者に対して包装容器を回収させリサイクルさせるというドイツ等の規制は内外無差別に適用されていれば、ガット上の問題は生じない。しかし、これによってケニアの花農家がドイツに花を輸出できなくなったという事例が示すように、たとえ内外無差別に適用されていても国際貿易上の障害を作り出す可能性がある。このような場合を規制しているのが TBT 協定である。また、環境保護のためのエコ・ラベルについても、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことのないよう、正当な目的達成のため必要以上に貿易制限的であってはならないという TBT 協定の規律に従わなければならない。

第 2. 2 条は「国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように強制規格が...適用されないことを確保する。このため、強制規格は、正当な目的 (“legitimate objectives”) が達成できないことによって生ずるリスクを考慮した上で、正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的であってはならない」と必要性の要件 (“the necessity requirement”) を規定している。規制や規格が国内産業の保護のために用いられる可能性があるからである。その上で、「正当な目的とは、特に (“inter alia”)、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止および人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護または環境の保全をいう」としている。「環境の保全」が明記されている。

「特に (“inter alia”)」と規定されているとおり、ガット第 20 条と異なり、ここに掲げられている事項は例示であって、正当な目的がこれらに限定されるものではない<sup>68</sup>。どのような正当な目的を設定するかどうかは各国の自由である。つまり、「WTO 加盟国は自ら正当と判断する目的を自由に追求できる。そのような決定については正当化することを求めら

<sup>67</sup> Trebilcock and Howse [2005] pp533-534 参照。

<sup>68</sup> EC・鯛表示事件上級委員会報告 para. 286。

れるのではない<sup>69)</sup>のである。例えば、宗教上の理由から特定の処理をしない食品を食べてはならない、その輸入・流通を禁止するという規制は、TBT 協定では認められることになる。消費者保護や公正な競争もその一つと考えられ、これらを目的とした EC の規制は EC・鯛表示事件においても疑問視されなかった。また、ガット第 20 条についての解釈と同じく、その正当な目的の水準の決定も各国の主権に属する。

## (2) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)

TRIPS 協定は生物多様性条約との関係で問題となる。TRIPS 協定が特許権等の保護を要求しているのに対し、生物多様性条約はその特許権等の開発の基礎となった特定の地域の植物等遺伝子資源に対する公正な利益配分を要求しているからである。ここでは先進国の利益と途上国の利益が対立する。

TRIPS 協定がその規律の対象としている知的所有権(特許、ノウハウ、デザイン、ブランド等)については、1980年代に入り、その重要性が増す一方、レコードやビデオ等の海賊版や特許の不正使用など知的所有権を侵害する物品の貿易が増加し、先進国の利益を脅かすようになってきた。知的所有権を生み出すためには多額の研究開発等の投資が必要であるにもかかわらず、容易に模倣することができるため、新たな規律が必要とされた。知的所有権については、著作権等について規定した文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、特許権や商標権等の工業所有権について規定した工業所有権の保護に関するパリ条約等が存在し、また、国際的な管理機関として世界知的所有権機関(WIPO)があるが、これらの条約は各国が独自に定めた知的所有権制度に介入してはならないと規定している。また、WIPO は独自の紛争解決手続を持っていなかったため、各国の規律違反を追及できなかった。これでは知的所有権についての国際的な調和を実現することは困難であったことから、TRIPS 協定が締結された。

まず、ベルヌ条約、パリ条約等に参加していない国も、これらの条約による権利保護水準を遵守しなければならない(第2条)。また、知的所有権の保護に関し、内外無差別、最恵国待遇の原則を認めている(第3、4条)。このように、TRIPS 協定はベルヌ条約等を徹底しこれを上回る規律を定めることとなった。特許などの知的所有権の保護は、技術的知識の創作者と利用者に相互に利益になるように、技術革新の促進、技術の移転、普及に貢献すべきとされている(第7条)。

特許の対象について、第27条2項は、加盟国は、公序良俗(人、動物、植物の生命・健康の保護、環境に対する重大な損害の回避を含む)のため、商業的な実施を禁止する“必要がある”発明を特許の対象から除外できるとし、また、第27条3項は、人、動物の治療方法等、微生物以外の動植物、動植物の生産に関する非生物学的・微生物学的方法以外の生物学的方法についても、特許の対象から除外できるとしている。ここでも必要性の要件が要求されている。

TRIPS 協定は WTO 協定の一部ではあるが知的財産権の保護についての協定といってさ

---

<sup>69)</sup> Matsushita et al. [2006]p. 497.

しつかえない。これは生産に当たって知的財産権を保護しているかどうかを問題とし、生産物自体の内容は同じであってもそれを遵守していない生産物を差別的に扱うものである。これは産品非関連のPPMを認めていることに他ならない。天野は以下のように述べている。「環境政策でも、各生産段階における環境負荷を明らかにし、後の段階の生産者・使用者にそれを明確にすることが重要であり、保護主義を防ぎながら知的所有権の保護を行うことができるのであれば、環境関連のPPMsの利用を明確な国際的規則に則って行うことで、同様に保護主義を防ぎながら、環境政策と貿易政策を相互支援的に策定することも可能ならずである。<sup>70)</sup>

【参考文献：和文 50 音順、英文アルファベット順】

1. 天野明弘[2003]『環境経済研究』有斐閣。
2. 川瀬剛志 [2008] 『ブラジルの再生タイヤの輸入に関連する措置』パネル研究会報告。
3. 小寺彰 [2000] 「米国のガソリン基準」松下満雄／清水章雄／中川淳司編『ケースブック ガット・WTO 法』有斐閣。
4. 平覚[2004] 「貿易と環境—京都議定書と WTO 法」松下満雄編『WTO の諸相』南窓社。
5. 道垣内正人 [2000] 「米国の自動車に対する課税制度」松下満雄／清水章雄／中川淳司編『ケースブック ガット・WTO 法』有斐閣。
6. 内記香子[2008]『WTO 法と国内規制措置』日本評論社。
7. 中川淳司 [2000] 「米国のアルコール飲料規制」松下満雄／清水章雄／中川淳司編『ケースブック ガット・WTO 法』有斐閣。
8. Bernasconi-Osterwalder, Nathalie, Daniel Magraw, Maria Julia Oliva, Marcos Orellana and Elisabeth Tuerk [2006] *Environment and Trade-A Guide to WTO Jurisprudence* Earthscan.
9. Garcia, Frank J. [2006] "The Salmon Case: Evolution of Balancing Mechanisms for Non-Trade Values in WTO." *In* George A. Bermann and Petros C. Mavroidis eds. *Trade and Human Health and Safety*. Cambridge University Press.
10. Howse, Robert, and Elisabeth Turk [2006] "The WTO Impact on Internal Regulations: A Case Study of the Canada-EC Asbestos Dispute." *In* George A. Bermann and Petros C. Mavroidis eds. *Trade and Human Health and Safety*. Cambridge University Press.
11. Marceau, Gabrielle, and Joel P. Trachtman [2006] "A Map of the World Trade Organization Law of Domestic Regulation of Goods." *In* George A. Bermann and

---

<sup>70)</sup> 天野[2003]101 頁。

Petros C. Mavroidis eds. *Trade and Human Health and Safety*. Cambridge University Press.

12. Matsushita, Mitsuo, Thomas J. Schoenbaum, and Petros C. Mavroidis [2006] *The World Trade Organization, Law, Practice, and Policy*, 2<sup>nd</sup> ed. Oxford University Press.
13. Trebilcock, Michael J., and Robert Howse [2005] *The Regulation of International Trade*, 3<sup>rd</sup> ed. Routledge.